

平成二十六年六月二十日受領  
答弁第二〇九号

内閣衆質一八六第二〇九号

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長に対してその適格性を問う公開質問状が出された件に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長に対してその適格性を問う公開質問状が出された件に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねのような「質問状」及び「NHK会長の各種言動が問題視され、NHKのOBから公開質問状が出されるといふ事態」も含め、日本放送協会（以下「協会」という。）に寄せられた意見等の一々について、政府として把握する立場になく、また、お尋ねの「質問状」について、協会の会長に「何らかの意見を伝える」考えはない。

六について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年二月七日内閣衆質一八六第七号）八についてでお答えしたとおり、協会の会長の任命及び罷免については、経営委員会の権限とされており、政府としては、「梶井会長の出処進退」について、協会の会長又は経営委員会に意見を伝える考えはない。